

## ○真庭市共助による地域のあし確保に関する方針（案）

### 1. 目的

この方針は、公共交通不便地等及び移動制約者に係る生活交通の確保を図るため、市民、市民団体、市及び公共交通事業者の役割を明らかにし、生活交通の確保に関する施策を定めるとともに、市民、市民団体及び公共交通事業者による主体的な取組を促進することにより、すべての市民に健康で文化的な最低限度の生活を営むために必要な移動を保障し、もって活力ある地域社会の維持・向上を目指すことを目的とする。

### 2. 定義

- 1) 生活交通：通勤、通学、通院、買物その他日常生活に欠かすことのできない人の移動
- 2) 市民団体：自治会、地域自主組織及びこれらに準ずる地域住民で組織する団体等
- 3) 公共交通事業者：道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）による一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般乗用旅客自動車運送事業者
- 4) 福祉有償運送事業者：道路運送法第 79 条の登録を受けた者のうち、道路運送法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 75 号）第 49 条第 3 号に規定する福祉有償運送を行う者
- 5) 移動制約者：高齢者、障がい者、自動車運転免許証不保持者等のうち、移動に関し制約を受ける者
- 6) 公共交通不便地：コミュニティバス幹線停留所から概ね 500m以上離れた地域
- 7) 公共交通不便地等：次のいずれかに該当する地域
  - ①公共交通不便地
  - ②公共交通不便地に準ずると市長が認める地域
  - ③コミュニティバス路線の廃止等に伴い①、②に掲げる地域となるおそれのある地域

### 3. 市民の権利等

- 1) 市民及び市民団体（以下「市民等」という。）は、その居住し、又は活動する地域に係る生活交通の確保に向けた取組に参画する権利を有する。
- 2) 市民等は、市が実施する公共交通不便地等及び移動制約者に係る生活交通を確保するために必要な施策（以下「生活交通施策」という。）について、協働して推進するよう努めなければならない。
- 3) 市民団体は、生活交通に関する活動について、地域住民の理解と協力が広く得られるようにするとともに、団体相互の多様な連携を図るよう努めなければならない。

#### **4. 市の役割**

- 1) 市は、公共交通を「社会資本」と捉え、生活交通確保のための施策を、まちづくりやその他の市の施策と一体的に推進するものとする。
- 2) 市は、市民等及び公共交通事業者に対し、生活交通施策に関する情報を提供し、かつ、分かりやすく説明するよう努めるものとする。
- 3) 市は、国及び他の地方公共団体と協力して生活交通施策の推進に努めるものとする。

#### **5. 公共交通事業者等の役割**

- 1) 公共交通事業者及び福祉有償運送事業者（以下「公共交通事業者等」という。）は、市が推進する生活交通施策を尊重し、公共交通不便地等及び移動制約者に係る生活交通を確保するため、最大限の配慮を払うよう努めなければならない。
- 2) 公共交通事業者等は、自ら行う生活交通に係る事業の情報を、市及び市民等に対して積極的に提供するよう努めなければならない。

#### **6. 市民等による施策の提案等**

- 1) 市民等は、市に対して、その居住し、又は活動する地域に係る生活交通に関する施策を提案することができる。
- 2) 市は、前項の規定に基づき市民等が提案する施策等について、協働して推進するよう努めるものとする。

#### **7. 移動制約者に関する施策等**

- 1) 市は、移動制約者に係る生活交通を確保するため、公共交通事業者等に対し、運営等に関する相談、助言、指導その他の必要な支援を行うものとする。
- 2) 公共交通事業者等は、前項に規定する市の助言、指導等に対し、最大限の配慮を払うよう努めなければならない。

#### **8. 公共交通不便地等に関する施策**

市は、公共交通不便地等に係る生活交通を確保するため、市民等及び公共交通事業者等と相互に連携協力し、適切な方法を講じて必要な支援を行うよう努めるものとする。

#### **9. 特別対策区域の指定**

市長は、公共交通不便地等のうち、当該地域における生活交通の確保に向けた取組の状況を踏まえ、生活交通の確保のための支援が必要と認められる地域を生活交通特別対策区域（以下「特別対策区域」という。）として指定することができる。

## 10. 特別対策区域における支援等

- 1) 市は、特別対策区域において、生活交通の確保のために必要な支援を行うものとする。
- 2) 市は、前項の特別対策区域における支援を行うに当たっては、当該特別対策区域における生活交通の質の向上に努めるものとする。
- 3) 市民等及び公共交通事業者等は、特別対策区域において、市の生活交通の確保に関する施策を協働して推進し、かつ、最大限の協力をするよう努めなければならない。

## 11. 適正執行

市長は、この方針の適正な運用を図るため、次に掲げる事項について決定等を行う場合は、真庭市地域公共交通会議（平成 19 年告示第 19 号）に規定する真庭市地域公共交通会議の意見を聴くものとする。

- ① 生活交通の在り方に関する事項
- ② 特別対策区域に関する事項
- ③ 施策の検証のための助言と、その是正に関する事項
- ④ 前 3 号に掲げるもののほか、市民の生活交通の確保に関し市長が必要と認める事項

## 12. 施策の検証

市は、この方針に基づく各種施策の実施後 5 年を経過した場合において、この方針の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この方針の規定について検討を加え、その結果に基づき必要な措置を講ずるものとする。